

足湯の出張サービス



しんとみ
広報

お知らせ版 No. 1

平成 29 年 9 月 25 日発行 (次号 10 月 10 日)

編集: まちおこし政策課

(担当: 松尾 健太郎 ☎33-6012)

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

新富町温泉健康センターサン・ルピナスが「敬老の日」にちなんで、足湯の出張サービスを行い、美老苑の入居者 21 名が体験されました。足腰の不自由等により、温泉に行く機会の少ないご高齢のために始まったこのサービスは、今年で 3 回目になります。

平成 29 年度わけもんの主張（新有権者意見発表会）の参加者募集

有権者または有権者となる者として政治や選挙に関する認識を深めるとともに、主権者意識や政治・選挙への参加意欲を高めることを目的として、『わけもんの主張』を次のとおり開催いたします。

若い有権者の皆さま、選挙や政治に対して日頃考えていることや感じていることを発表してみませんか。参加を希望される方は、**10月20日（金）まで**に新富町選挙管理委員会までご連絡ください。

【児湯支会予選会】○日時：平成 29 年 12 月 2 日（土）午後 1 時～午後 4 時 30 分

【宮崎県本大会】○日時：平成 30 年 2 月 17 日（土）午後 1 時～午後 4 時

【発表者募集要項】○募集人員：1 名（男女は問いません）

○応募資格：町内在住の高校 1 年生の学年～29 歳の方

○応募方法：新富町選挙管理委員会まで電話（TEL 33-6002）でお申込みください。

※発表者には、記念品を贈呈いたします。

問合せ：選挙管理委員会(担当) 関屋博之 ☎33-6002

平成 29 年度後期技能検定を実施します。

技能検定とは、職業能力開発促進法に基づいて、働く人達の技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度です。

合格者には、特級・1 級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級については県知事名の合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。宮崎県では、平成 28 年度までに延べ 40,477 名の技能士が誕生し、県内産業の発展に大きく貢献しています。

1 受検申請受付

平成 29 年 10 月 2 日（月）～ 10 月 13 日（金）まで

2 試験の実施期間

平成 29 年 12 月 4 日（月）～ 平成 30 年 2 月 18 日（日）まで

※実施日は宮崎県職業能力開発協会から通知します。

3 合格発表

平成 30 年 3 月 16 日（金） 問合せ：宮崎県職業能力開発協会 技能検定課 ☎0985-58-1570

新富町商工会から「町ぐるみポイントカード」のネーミング募集のお知らせ

来年1月、トマピーカードが新しく「町ぐるみポイントカード」として生まれかわります！！お買物から飲食まで、今までになかった業種もポイント店に参加。そこで「新カード」のネーミングを募集します。

応募方法：ハガキに住所、氏名、ネーミングをご記入の上、10月20日（必着）までに応募してください。発表は、まつりしんとみ 2017 会場で行います。

賞（1名）：町内共通商品券（5000円分） ※同一ネーミングの場合は抽選による。

応募者全員に新ポイントを100ポイントプレゼント

応募・お問合せ先：新富町商工会 新富町富田南1丁目112番地2 ☎33-1231

◆新規加盟店募集中

平成29年度 行政相談週間のお知らせ

総務省では、行政相談制度を広く国民に周知し、利用していただくために、10月16日（月）から22日（日）までの一週間を「行政相談週間」として、全国各地で広報活動や相談所の開設を行っています。毎日の暮らしの中で、国・県・町などの仕事について苦情やお困りのことがありましたら、行政相談委員にご相談ください。新富町では次の日程で相談所を開設します。相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

[定例行政相談]

○日程 平成29年10月27日（金） ○行政相談委員 高木 正敏

○時間・場所 午前9時30分～正午 福祉学習等供用施設（旧中央公民館）

[巡回行政相談]

○日程 平成29年10月22日（日） ○行政相談委員 高木 正敏

○時間・場所 午前9時30分～午前11時30分 新田公民館 ☎33-1018

午後1時30分～午後3時30分 上新田公民館 ☎35-1023

[行政（国・県・町等）に関する相談]

※(例)道路・河川・雇用・年金・郵便・登記・福祉などの手続き・サービスなどについて

- ・苦情や困っていることがある
- ・制度や仕組みが分からない
- ・相談してみたが説明に納得がいかない
- ・どこに相談してよいか分からない

などのお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

問合せ：総務省宮崎行政監視行政相談センター ☎0985-24-3370

新富町役場 総務財政課総務行政G ☎0983-33-6002



《行政相談シンボルマーク》

平成30年度新入学児童就学時健康診断について

来年度、小学校へ就学予定のお子様に対し就学時健康診断を行います。対象児童のいる世帯に個別に通知を送っております。通知が届いていない場合は早急に担当までご連絡ください。健診の日時等は次のとおりとなっておりますので、受付時間の厳守をよろしくお願いたします。

○対象児童：平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの児童

| 校 区 | 場 所 | 日 程 | 受 付 時 間 |
|--------|--------|----------------|---------------|
| 上新田小学校 | 上新田小学校 | 平成29年10月4日（水） | 13時00分～13時20分 |
| 富田小学校 | 富田小学校 | 平成29年10月13日（金） | 12時40分～13時10分 |
| 新田小学校 | 新田小学校 | 平成29年10月18日（水） | 13時10分～13時30分 |

問合せ：教育総務課（担当）福重和泉 ☎33-6079

新富町まちづくり事業 町民説明会における質問への回答について (第5回：最終回)

●施設機能について

Q 今の温泉センターはどうするのか。取り壊すのか。

A 現在の温泉センターは、新しい温泉センターが出来た場合には、温泉利用ではない他用途への変更の可能性がないか検討します。

現在の温泉センターは、建築から約30年が経過し、施設全体が老朽化していますので、まずは、施設の点検調査を行い、その結果を見た上で施設が利用可能か判断する予定です。

Q 健康づくりを取り入れた温泉にしてほしい。
歩行浴など介護予防につなげてほしい。
子どもが喜ぶ乗り物(飛行機型自転車など)で施設を回れるようにしてほしい。
施設内にヘリポートを作って遊覧飛行ができるようにしてほしい。など

A 施設整備に関する様々なアイデアやご提案をいただきました。今後は、より良いものになるよう更に研究に努めます。

Q フットボールセンターは、県内外から人が集まるのに2面で足りるのか。

A 全県・全国レベルの大会を開催する際には、2面だけで全試合を開催することは困難であると認識しています。

三納代コミュニティ広場や富田浜公園などを有効活用し、大きな大会が町内で開催できる体制をつくる必要があります。

今回、計画しているフットボールセンターをメイン会場とし、既存の広場と一体活用することで、本町での大きな大会の開催が可能となります。



Q 災害に強い施設整備は考えていないのか。

A 当事業のエリア内には、緑地広場やフットボールセンターなどを計画しており、広大な敷地を有しております。

地震・津波などの大規模災害が発生した際には、被災者の避難場所や救助支援者の活動拠点、仮設住宅の建設予定地としての活用が可能です。

仮設住宅として活用した場合、約530戸分の敷地を確保することができ、災害復興にも大きな役割を果たすものとなります。



● 時期・最終判断について

Q いつからこの事業に着工するのか。どの施設から整備するのか。

A 本町への経済効果を十分に発揮させるためには、早期の事業実施が必要であり、人口減少が加速してしまう前に「強い地域経済」を確立させることが重要です。

本事業は、二つの国庫補助事業と民間資金を活用する事業を組み合わせしており、事業全体として、町負担を可能な限り抑えていくためには、民間のノウハウや資金をいかに誘導していくかが重要です。定期的・安定的な集客の構造を構築し、それを背景に民間誘導することが町にとって有益であることは明らかです。

フットボールセンターは、町内のスポーツ振興やグラウンドゴルフ等の多目的利用による町民の健康増進はもとより、宮崎県サッカー協会との連携によって、県内唯一の県協会指定施設「宮崎県フットボールセンター」として、全県レベルの大会や行事を定期的・安定的に本町で開催するものであり、県内各地から多くの方々が新富町を目指して足を運ぶ施設となるものです。

このことは、本町に新しい「賑わい」が生まれ、町内の様々な産業の活性化に好影響を与えるものであることから、まずはフットボールセンターを先行して整備したいと計画しており、平成30年度からの着手の可能性を探っている状況です。

Q どのような手順で最終判断するのか。

A 町が事業を実施する際には、毎年度、町議会に予算案を提案し、町議会において審議のうえ可決していただく必要があります。

本事業においても、同様に、町議会へ予算案を提案し判断を仰ぐこととなります。

● その他

Q 補助金をもらうことで基地が強化されるのではないかと。防音工事が疎かにならないか。

A 本事業は、航空機の騒音の影響によって、周辺地域の住民生活や事業活動が阻害されている場合において、その障害の緩和のための地域活性化等の事業のための補助金を活用するもので、基地が強化されるものではありません。

また、防音工事は、騒音問題に対し国の責任において実施するもので、本事業によって防音工事が疎かになるものではありません。

7月25日号のお知らせ版から、全5回に分けて本事業における町民説明会での質疑内容や町の考えを皆様にお知らせしてまいりました。

本事業は、人口減少時代にあっても、「強い地域経済」を確立し、ビジネスチャンスの創出によって、町内事業者・事業所の所得向上や雇用環境の充実・拡大を図り、持続可能な新富町の構築を目指しています。

町内外から多くの方々に、何度も訪れていただけるよう、魅力ある施設づくりのために、今後とも十分に議論してまいります。

本事業の推進につきまして、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(お問い合わせ先)

新富町役場 都市建設課 まちづくり推進室

電話：0983-33-6014(担当：比江島、森)